令和5年度

保育園ガイド

大町市 子育て支援課 児童係

保育園ガイド･手続き 編

【入園申し込み手続き】

◇入園できる要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３Ｐ
◇支給認定手続きについて（保育認定のフロー）・・・４Ｐ
・保育認定の種類、保育時間の選び方　・・・・・・・５Ｐ
◇時間外保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６Ｐ
◇入園申し込み手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７Ｐ
・支給認定申請書 兼 保育園入園申込書・・・・・・・・・８Ｐ

【保育料】

◇保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９Ｐ
◇保育料の無償化ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２Ｐ
◇無償化フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３Ｐ

【保育認定及び保育サービスについて】

◇認定内容の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４Ｐ
◇保育サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５Ｐ
・希望保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５Ｐ
・休日保育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５Ｐ
・一時保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６Ｐ
・園開放・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７Ｐ
・病児・病後児保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７Ｐ
◇入園式までの日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８Ｐ

保育園の生活 編

【保育園の生活】

◇保育理念・方針・目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９Ｐ
◇入園するにあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０Ｐ
◇個人情報について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０Ｐ
◇保育園の１年（主な行事）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０Ｐ
◇保育園の１日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１Ｐ
◇通園について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１Ｐ

【健康について】

◇健康について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２Ｐ
・登園許可証や治癒報告書の提出必要な病気・・・２３Ｐ
・登園許可証の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５Ｐ
・治癒報告書の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６Ｐ
・治癒報告書（新型コロナウイルス対応）・・・・・２７Ｐ
◇その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８Ｐ
◇保育園でのくすりの投与について・・・・・・・・・・・・・２８Ｐ
◇アレルギーがあるとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８Ｐ

【給食について】

◇年齢ごとの提供内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・２９Ｐ
◇食物アレルギー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０Ｐ

【持ち物について】

◇入園までに準備するもの
・全児童共通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１Ｐ
・３歳未満児・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２Ｐ
・３歳以上児・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５Ｐ
◇入園後に配るもの・園を通し注文するもの・・・・・３９Ｐ

保育園ガイド･手続き 編

１ 保育園とは・・・

◇保育園は、保護者が就労や病気等の理由により、家庭でお子さまを保育できない場合に、保護者にかわり保育する児童福祉施設です。

◇保育園は、保育者や友達との関わりの中で情緒を深め、人間関係や社会のルールを遊びや活動の中で体験することができます。

◇「集団生活に慣れさせたい」「友だちと遊ばせたい」等の理由のみでは、利用の対象とならない場合があります。

２ 保育園に入園できる要件

◇入園を希望する場合には、**保護者や同居する 65 歳未満のご家族全員**が次の“要件”のいずれかに該当している必要があります。

（証明書等の手続き関係は７ページへ）

入園の要件	内　　容
① 就　労	１か月あたり６０時間以上の労働を常態としている
② 母親の出産等	３歳未満児：産前３か月、産後３か月のうち必要な期間 ３歳以上児：妊娠がわかった時から産後３か月のうち必要な期間
③ 疾病・障害	疾病にかかっている、負傷している、精神または身体に障がいがある
④ 介護・看護	同居の親族を１か月あたり６０時間以上介護または看護している
⑤ 災害復旧時等	地震、風水害、火災等の災害復旧にあたっている
⑥ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている 求職活動による保育利用期間は３か月を限度とする
⑦ 就　学	大学、専修学校等に在学している、または職業訓練校などで職業訓練を受けている等、１か月あたり６０時間以上の就学
⑧ 育休継続	育児休業取得時に、既に保育園を利用しているお子さま（３歳以上児に限る）がいて継続利用が必要であること
⑨ 虐待・DV	虐待や DV（ﾄﾞﾒｽﾃｨｯｸﾊﾞｲｵﾚﾝｽ）がある、またはその恐れがある

※八坂地区、美麻地区にお住まいで、幼稚園に通園できない３歳以上のお子さまに限り、保育園入園要件を満たしていなくても保育園が利用できる「特別利用保育」を実施しています。なお、利用には 2,500 円の費用が発生します。この費用は無償化（※P１２参照）の適用外となります。

３ 支給認定手続きについて

◇保育園や認定こども園、幼稚園を利用する前に、教育・保育の必要量に応じた『支給認定』を市から受ける必要があります。

◇保育認定のフロー

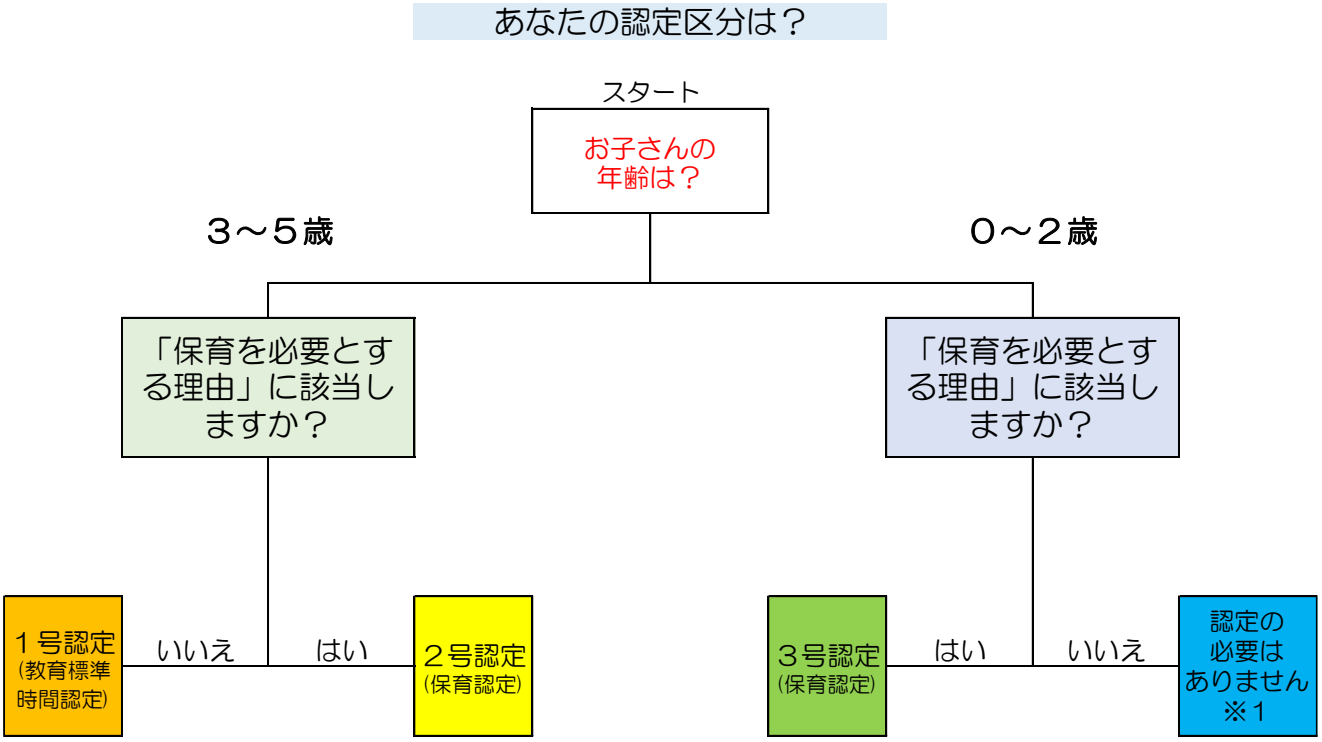

※１　必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。詳しくはお尋ねください。

利用できる施設(大町市の場合)

１号認定	幼稚園・認定こども園
２号認定	保育所・認定こども園
３号認定	保育所・認定こども園

保育を必要とする理由

１.就労　（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
２.妊娠、出産
３.保護者の疾病、傷害
４.同居または長期入院等している親族の介護・看護
５.災害復旧
６.求職活動(起業準備等を含む)
７.就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
８.虐待やDVの恐れがあること

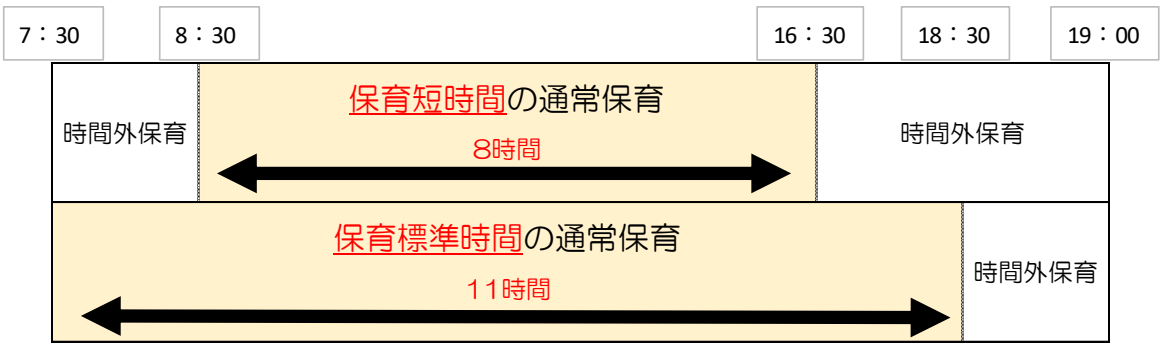

（１）認 定 の 種 類（太枠内が保育園の認定）

認定区分	対象となるお子さま	利用できる施設	教育・保育の時間
１号認定	満３歳以上の就学前のお子さま 保護者の就労状況等に係る制約はなし	・幼稚園 ・認定こども園	４時間の教育標準時間
２号認定	満３歳以上で 保育を必要とする就学前のお子さま	・保育園 ・認定こども園	１１時間の保育標準時間または８時間の保育短時間
３号認定	満３歳未満で 保育を必要とする就学前のお子さま	・保育園 ・認定こども園	１１時間の保育標準時間または８時間の保育短時間

（２）保育時間

保 育 短 時 間：午前８時３０分から午後４時３０分まで（８時間）

保育標準時間：午前７時３０分から午後６時３０分まで（１１時間）

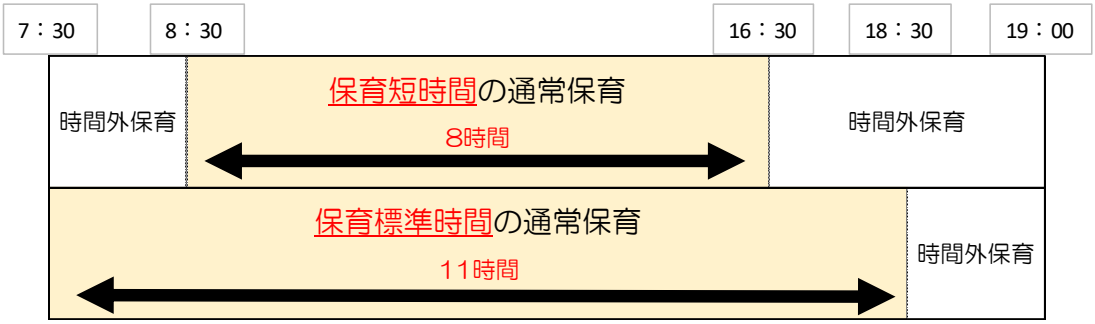

※土曜日は希望保育日として、あらかじめ希望を取ります。
※必要に応じて有料で時間外保育を利用することが可能です。

（３）保育時間の選び方

就労時間等により保育短時間（８時間）または保育標準時間（１１時間）を選びます。

例…「父・母ともに年間通して、８時間勤務で通勤時間も往復１時間以上かかる」
→保育標準時間を選びます。（月１２０時間以上の勤務）

例…「父は８時間勤務で残業も多いが、母はパートの６時間勤務で、午後４時30分までには保育園へ迎えに行ける」（月６０時間以上の勤務）
→保育短時間を選びます。

例…「父は８時間勤務で、母はパートで通常は午後４時30分までには保育園へ迎えに行けるが、会社の決算や棚卸しで12月と３月が残業となる」
→保育短時間で申請し、必要に応じて時間外保育（月額）を申し込みます。
※就労状況等が変更となった時は保育時間を変更することも可能です。

４ 時間外保育について

◇保育短時間（午前８時 30 分～午後４時 30 分）認定を受けて、時間までに迎えに来ることができない場合は、時間外保育を利用することができます。また、保育標準時間認定の場合も午後６時３０分～午後７時まで、時間外保育を利用することができます。

（１） 実施場所

市内全保育園

（２） 実施日時

・月曜日から土曜日まで

・午前７時 30 分から午前８時 30 分までと
午後４時 30 分から午後７時 00 分までのうち必要な時間

（３） 申込方法

・月額利用の場合

保育実施月の前月２０日までに**『時間外保育申込書』**を保育園へ提出してください。利用時間を変更する場合は、再度申込書の提出が必要となります。また、時間外保育を辞退する場合は**『時間外保育辞退届』**の提出が必要になります。
※20 日を過ぎた手続きの場合は申請等が反映されない場合があります。

・臨時利用の場合

臨時利用（月額利用の時間超過を含む）を希望する場合は利用する都度、**『時間外保育申込書（臨時）』**を保育園へ提出してください。

（４） 利用料金

時間外保育の実施時間と料金は、次のとおりです。

区　分	時　　間	児童１人当たりの料金
月額利用の場合	午前７時30分から午前８時30分まで	500円／月
	午前８時00分から午前８時30分まで	―
	午後４時30分から午後５時00分まで	500円／月
	午後４時30分から午後５時30分まで	1,000円／月
	午後４時30分から午後６時00分まで	1,500円／月
	午後４時30分から午後６時30分まで	2,000円／月
	午後４時30分から午後７時00分まで	2,500円／月
臨時利用の場合		100円／時間

※ 時間外保育を受けるお子さまが２人以上の場合、２人目からの料金は、上記１人当たりの料金の１／２の料金となります。

※ 時間外保育の料金は、保育実施月の翌月の25日までに市の発行する納付書により、保育園に納付してください。

５ 入園申込み手続きについて

◇お子さま１人につき１枚「支給認定申請書 兼 保育園入園申込書」を記入し、必要書類を添付して子育て支援課児童係または保育園に提出してください。継続児は申込書の提出は不要ですが、現況届（調査書）と各種証明書類のみ提出してください。
◇申請内容に虚偽があった場合は、入園決定の取消等を行う可能性があります。

手続きに必要なもの

（１）支給認定申請書 兼 保育園入園申込書

（２）各種証明書類 （保育を必要とする要件がわかるもの）

保育を必要とする理由		提出書類	添付書類
就労	常勤・パート・内職の方	就労証明書（様式１）	
	自営業・農業等の主の方	就労証明書（様式１）	開業届のコピー又は確定申告書のコピー
	自営業・農業等の事業専従者	事業従事状況証明書（様式２）	事業主の確定申告書のコピー
求職活動		求職に関する申立書（様式３）	
起業準備		就労証明書（様式１）	店舗賃貸借契約書、開業届のコピー、事業計画書等
母親の出産等		就労証明書（様式１） ※産前・産後休業、育児休業を取得する場合	母子手帳のコピー（母親の氏名及び出産予定日が分かるもの）
保護者の疾病・障がい等		医師による診断書（様式４）	障害者手帳等のコピー
同居の親族の介護・看護		介護・看護状況申告書（様式５）	障害者手帳等のコピー又は医師による診断書（様式４）
災害復旧等		罹災証明書	
就学		学生証等のコピー及び就学時間の分かる資料	
虐待・DV		事前に子育て支援課へご相談ください	

※ご不明な点はご相談ください。
※６５歳以上の方の証明は不要です。ただし、同居するご家族で身障手帳等をお持ちの方はコピーを提出してください。（保育料に影響する場合があります）
※求職中や転職の場合、就職が決まったら就労証明書を必ず提出してください。未提出の場合は、状況確認をさせていただきます。

（３）令和４年度所得･課税証明書（令和４年度市町村民税･県民税特別徴収税額の通知書）

令和４年１月２日以降に大町市に転入された方、または他市町村で住民税の課税がある方は、前住所地の市町村役場から取り寄せてください。

（令和４年度市町村民税･県民税特別徴収税額の通知書でも結構です。）

記載例

支給認定申請書　兼　保育園入園申込書

（保育児童台帳）

No.

大町市長　殿

申請日　令和　　年　　月

保育の必要性認定の申請及び保育園への入園を申込みます。
保育料算定のため、担当職員が私の世帯の市民税課税資料を閲覧することに同意

保護者	住所	大町市大町　3887　番地　（自治会　南原町			
	氏名	大町　春男			印
	個人番号（マイナンバー）	0000-0000-0000			
	電話：	自宅 00−0000	携帯（父）	000 -0000-0000	

令和2年1月2日以降の転入の方は、前の住所を記入してください。（前住所地の所得・課税証明書が必要なことがあります。）

	氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
入園児童	ふりがな　おおまち　たろう 大町　太郎	平成・令和　31年　4月　2日	男・女	有・無
	児童発達支援施設（あゆみ園・キッズウィル・あそびの部屋等）への通所経験			有・無
	食物アレルギーの有無：有・無　有りの場合は食品名等（			

入園を希望する保育園名	
第1希望	保育園　（希望理由）
第2希望	
第3希望	保育園　（希望理由）

入所児童の世帯員及び就労状況				勤務先名称等	就労時間（24時間で記入）
	ふりがな　おおまち　はるお 大町　春男	父	S60・2・		8：30～18：00
	個人番号（マイナンバー）		0000-0000-0000		
	ふりがな　おおまち　なつこ 大町　夏子	母	S60・6・22	池田電気㈱	9：00～16：00
	個人番号（マイナンバー）		0000-0000-0000		
	大町　花子	姉	H24・5・12	大町西小学校	：～：
	大町　夏男	兄	H16・5・12	○○高校（県外）	：～：
	大町　冬彦	祖父	S34・1・22	農業	8：00～17：00
	大町　秋子	祖母	S29・10・22	【有】大町工業	

保育の実施を希望する期間	令和　5　年　4月　1日から　8　年　3月　31日まで
希望保育時間（どちらかに○）	11時間の保育標準時間　8時間の保育短時間

保育の実施を必要とする理由

入園児童と同居[illegible]
下の番号から選択してカッコに数字を記入してください。【記入例：父（1-イ）】
父：（　1-イ　）母：（　1-イ　）
祖父（　1-ハ　）祖母（　1-ロ　）おじおば等（　　）（　　）

1．就労　（イ．常勤　ロ．パート・臨時　ハ．農業　ニ．自営　ホ．内勤）
2．母の出産前後　3．保護者の病気　4．病人の介護等
5．災害復旧　6．求職活動　7．就学　8．育休中の継続利用希望
9．その他（　　）

生活

住所は詳しく記入

印をお忘れなく

児童本人及び同居するご家族も含む

仕事の都合などで別居している場合も記入してください（父母とも）

通常時の勤務時間

第2・第3希望もご記入ください

就労時間にあわせた保育時間を設定してください

多子軽減算定のため生計同一の兄姉となるお子さんは別居でも必ず記入

64歳以下なので証明等が必要です

最長、小学校入学前までの期間、申込みができます。

	生年月日			最長保育期間
年長	H29.4.2	～	H30.4.1	R06.3.31
年中	H30.4.2	～	H31.4.1	R07.3.31
年少	H31.4.2	～	R02.4.1	R08.3.31
2歳	H02.4.2	～	R03.4.1	R09.3.31
1歳	R03.4.2	～	R04.4.1	R10.3.31
0歳	R04.4.2	～	R05.4.1	R11.3.31

今後、ご家庭から提出していただく書類は・・・

- ☐就労証明書 または 令和４年分源泉徴収票の写し（父・母・祖父・祖母）
- ☐令和４年分確定申告書の控えの写し(第一表、第二表の両方)（父・母）
- ☐令和４年度住民税課税状況のわかるもの（単身赴任等で現在大町市内に住所が無い方）
- ☐その他（　　）

６ 保育料について

（1）保育料の算定方法

保育料の算定は、お子さまと同一世帯に属して生計を一にしている父母またはそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の**市民税額**の合計額により決められます。

同一家庭で２人以上入園となる場合は、保育料の軽減措置があります。

☆ ４月～８月分の保育料・・・前年度の市民税額から算定

☆ ９月～３月分の保育料・・・当年度の市民税額から算定

それぞれ、保育料決定通知書によりお知らせします。

※確定申告等により当年度の税額が変更になった場合でも、既に納付していただいた保育料の還付はいたしません。

（2）保育料の納付方法について

◇ **納付期限**　毎月月末が納期限です。（月末が土･日･祝日の場合は翌平日）

◇ **納付方法**

口座振替の場合　月末に指定口座から引落とします。納入通知書は送付いたしません。**口座残高の確認をお願いします！！**

納付書で納める場合…毎月１５日頃、納入通知書を送付します。
（コンビニでも納入が可能です）

～ 保育料は納入に便利な口座振替をおすすめします！ ～

※口座振替を希望する場合は**『口座振替依頼書』**に必要事項を記入して、ご希望の金融機関へ提出してください。毎月２５日までに手続きをすると翌月から口座振替ができます。

－口座振替取扱金融機関－

○八十二銀行　○長野銀行　○長野県信用組合

○松本信用金庫　○長野県労働金庫　○大北農協　○ゆうちょ銀行

※ 兄・姉の保育料が口座振替で弟・妹が新たに入園する場合には、手続きの必要はありません。

（3）保育料の納期限を過ぎると…

納期限を過ぎると、２０日以内に**『督促状』**を発行します。この督促状を発行するための費用として、１００円の督促手数料が発生します。また、未納期間に応じて**『延滞金』**が発生します。

（督促手数料、延滞金ともに平成２５年度から適用しています）

納期までに納めることができない場合は、お早めにご相談ください。

大町市保育料徴収基準額表

<table>
<tr><th rowspan="3">階層
区分</th><th rowspan="3" colspan="2">市町村民税による
世帯の階層区分</th><th colspan="5">徴収金額（月額）</th></tr>
<tr><th colspan="2">３歳未満児（３号認定）</th><th colspan="3">３歳以上児（２号認定）</th></tr>
<tr><th>保育
標準時間</th><th>保育
短時間</th><th>市町村民
税額</th><th>保育
標準時間</th><th>保育
短時間</th></tr>
<tr><td>第１
階層</td><td colspan="2">生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯</td><td>0円</td><td>０円</td><td rowspan="4">市町村民税額
57,700円未満世帯</td><td colspan="2" rowspan="4">０円
（保育料無償化）

※副食費4,500円を免除</td></tr>
<tr><td>第２
階層</td><td rowspan="7">当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分の、９月分から3月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯</td><td>市町村民税
非課税世帯</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>第３
階層</td><td>48,600円未満</td><td>15,000円</td><td>13,000円</td></tr>
<tr><td>第４
階層</td><td>97,000円未満</td><td>22,000円</td><td>20,000円</td></tr>
<tr><td>第５
階層</td><td>169,000円未満</td><td>33,000円</td><td>31,000円</td><td rowspan="4">市町村民税額
57,700円以上世帯</td><td colspan="2" rowspan="4">０円
（保育料無償化）

※副食費4,500円を別途いただきます。</td></tr>
<tr><td>第６
階層</td><td>301,000円未満</td><td>52,000円</td><td>50,000円</td></tr>
<tr><td>第７
階層</td><td>397,000円未満</td><td>62,000円</td><td>60,000円</td></tr>
<tr><td>第８
階層</td><td>397,000円以上</td><td>72,000円</td><td>70,000円</td></tr>
</table>

備考（３号認定児童保育料の減免等）

１　兄弟が同時に通園する場合、２人目は半額、３人目は無料（給食費は対象外）となります。

２　里親へ委託されているお子さまの保育料は無料となります。

３　支給認定を受けたお子さまが年度途中において満３歳に到達した場合のその年度中の利用者負担額は３歳未満児の規定を適用します。

４　第２階層（市町村民税非課税世帯）は無料になります。（兄姉の年齢制限無し）

５　第３階層と認定された世帯で、ひとり親（母子及び父子）世帯、または、障がいをお持ちの方と同居している世帯の保育料は次のとおりです。

階層区分	徴収金額（月額）	
	３歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間
第３階層（市町村民税所得割課税額 48,600 円未満）	7,000 円	6,000 円

６　世帯の市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満で、ひとり親（母子及び父子）世帯、または障がいをお持ちの方と同居している世帯は、３号認定で 9,000 円となります。また、第２子以降が無料となります。

認定および世帯状況	市民税所得割額	第１子	第２子	第３子
３号認定（ひとり親世帯等以外）	57,700 円未満	料金表のとおり	半額	無料
３号認定（ひとり親世帯等）	77,101 円未満	9,000 円	無料	無料

※多子世帯の保育料減免（３号認定児童のみ）

平成２７年度から、長野県と大町市が連携し、多子世帯（３人以上お子さまがいる世帯）の経済的負担を軽減するため、第３子以降が保育園を利用した場合、世帯の課税状況や兄姉の同時入所等の要件に関わらず、月あたり最大 6,000 円（年間最大 72,000 円）の保育料減免を行っています。（例：元の保育料が 5,000 円だった場合は、5,000 円の減免となります。）

多子世帯保育料減免を受ける方は、「大町市多子世帯保育料減免事業申請書」の提出が必要となります。

★【幼児教育・保育の無償化】により、以下の世帯の保育料が無償となります。

① ３歳から５歳までの全てのお子さま（２号認定児童）の保育料
無償化の期間は、満３歳になった後の４月１日から小学校就学前までの３年間
※給食提供に係る食材費（副食費）は無償化の対象外

② 住民税非課税世帯の０歳から２歳までのお子様の保育料

◆無償化の対象範囲について
保育標準時間（１１時間）、保育短時間（８時間）の保育料が無償化の対象です。
※時間外保育料は無償化の対象外

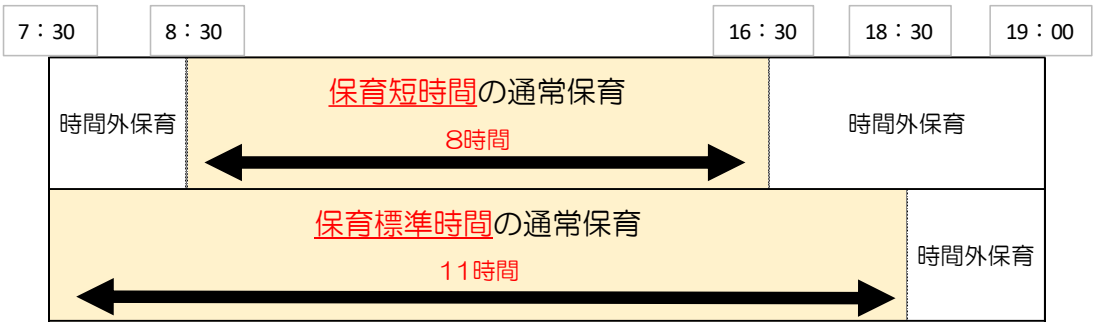

◆給食提供に係る食材費（副食費）について
２号認定のお子さまの食材費（副食費）は無償化の対象外であるため、月額 4,500 円を実費負担いただきます。

◆次の方を対象に、副食費の徴収に関する免除制度があります。
【２号認定の方のみ】

給食提供に係る食材費（副食費）の免除対象
①保護者の年収が 360 万円未満の世帯の子ども
②全ての世帯における、第３子以降の子ども

※②の第３子以降とは、小学校就学前のお子さまの中で、上から数えて３番目以降のお子さまを指します（２号認定の場合）。１号認定の場合は小学校３年生までの中で上から数えて３番目以降が対象です。

ご自身の家庭状況、お子さまの年齢に基づいて選択していくと、
無償化の該当区分が分かります。

無償化フローチャート

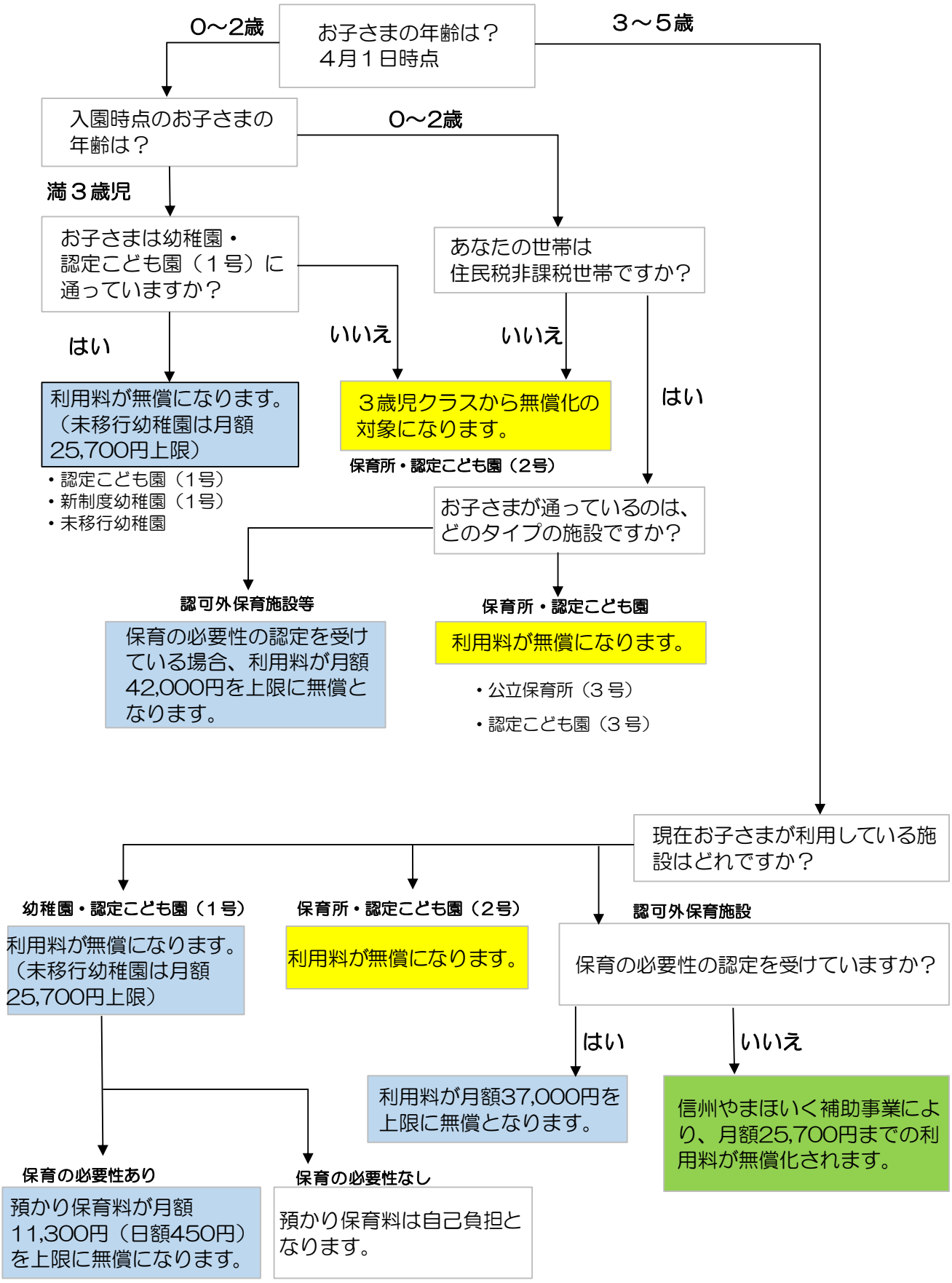

7 認定内容の変更について

◇在園児は更新手続きが不要ですが、入園の要件を確認するため現況届（調査書）に“就労証明書等を添付の上毎年提出してください。

（1） 保 育 園 を 辞 め る と き

必要書類	提出期限	備考
保育所退所届	退所予定日の前月の 10 日まで	

・転勤等で市外へ転出することになった
・病気のため、長期に休むことになった
・ご家庭でお子さまの面倒がみられるようになった　　・・・など

※病気や入院等により保育園を休んでも保育料は減額されません。長期に休むことが考えられる場合は、早めに連絡や手続きをしてください。

（2）保 育 園 を 変 更 し た い と き

必要書類	提出期限	備考
保育園異動届	異動予定日の前月の 10 日まで	

・引越しに伴い、自宅から近い園に通わせたい
・保護者の通勤の関係上、他の園の方が都合良い　　・・・など

（3）年度の途中から入園をしたいとき

必要書類	提出期限	備考
保育園入園申込書	入園希望日の前月の 10 日まで	
保育要件を確認できる書類	〃	

・育児休暇の終了により職場復帰するため年度途中に入園させたい
・年度中に出生予定のこどもを生後６か月経過後に入園させたい
※事前に仮入園申込をした場合でも、お子さまの年齢によっては、年度の途中からの入園ができない場合や、希望された保育園に入園できないことがあります。

（4）認定区分や保育時間を変更したいとき

必要書類	提出期限	備考
支給認定変更申請書	変更希望日の前月の 10 日まで	
就労証明書　等	〃	

・就労状況等が変わったため認定区分や保育時間を変更したい

（5）勤め先の変更があったとき

必要書類	提出期限	備考
就労証明書　等	速やかに提出してください	

８ 保育サービスについて

保育園	定員	時間外保育	未満児保育	希望保育	アレルギー対応
かえで（休園中）	―	―	―	―	―
はなのき（大町若宮）	150	○	○	○	○
あすなろ（常盤清水）	180	○	○	○	○
しらかば（平白樺）	60	○	○ （概ね１歳６か月～）	―	―
どんぐり（社山下）	60	○	○ （概ね１歳６か月～）	―	―
たけのこ（八坂大平）	45	○	○ （２歳児～）	―	―
み あ さ（美麻二重）	45	○	○ （２歳児～）	―	―
く る み（大町栄町）	110	○	○	○	○

※しらかば・どんぐり・たけのこ・みあさ保育園の幼児クラスは、異年齢児を同じクラスで預かる混合保育です。

※食物アレルギーや疾病の状況・年齢等を考慮し、他園への入園をおすすめすることがあります。

※申し込み状況によっては、希望された保育園に入園できない可能性があります。

（１）希望保育

保育園では毎週土曜日を“希望保育日”とし、混合保育をおこなっています。

仕事の都合等、ご家庭で保育ができない場合を除き、ご家庭での保育にご協力をお願いします。

① 実施園

はなのき保育園、あすなろ保育園、くるみ保育園の３園に集約して実施します。

② 利用の方法

園に利用希望を伝えます。実施園以外の保育園に通っている場合は、どの園を利用したいかをあわせてお知らせください。

希望保育日はお弁当を持参してください。

（2）休日保育

緊急時や休日の仕事等により、家庭でお子さまの面倒が見られない場合にお預かりし、保育を行います。利用を希望される方は、あらかじめ利用登録をしてください。

① 対象

おおむね２歳から小学校就学前のお子さま

② 実施園

はなのき保育園　大町市大町３５０４－９　℡ ２２－０６７５

③ 実施日時

・年末年始を除いた休日

・午前８時 30 分から午後４時 30 分まで

④ 利用方法等

「大町市休日保育利用申請書」を在籍保育園に提出し、利用の登録をしてください。

登録期間は、４月１日から翌年３月３１日までの必要な期間となります。

利用する日時は、利用月の前月 10 日までに保育園にご連絡ください。

⑤ 利用料金

区　　分	料金（１時間当たり）
３歳未満児（１人当たり）	３００円
３歳以上児（１人当たり）	１５０円

※１　上記区分の年齢は、４月１日現在の年齢によります。

※２　休日保育の料金は、１ヵ月間の利用時間数の合計で算出します。保育実施月の翌月の 25 日までに納付していただきます。

※３　お子さまにもお休みが必要です。休日保育を利用した場合には、前後の週で１日以上のお休みを取るようご配慮ください。

（３）一時保育

冠婚葬祭や急病時、パート就労、育児疲れ解消等、一時的に家庭で保育が困難な場合、就学前のお子さまを保育園でお預かりし、保育を行います。

① 保育希望の理由

・仕事の都合（勤務形態等）

・緊急、一時的な都合（病気や看病、冠婚葬祭等）

・私的理由（参観日、資格取得、趣味、リフレッシュ等）

② 対象となるお子さま

・生後６か月から小学校就学前までのお子さま

③ 実施場所と日時

・月曜日から金曜日に実施（希望保育日は実施しません）

・午前８時 30 分から午後４時 30 分まで

区　分	実施園
３歳未満児	どんぐり保育園
３歳以上児	市内各園

※たけのこ保育園、みあさ保育園は２歳児から受入れが可能です

◇<u>１カ月に１２日までが限度</u>（市内保育園の合計利用日数）

④　申込方法等

- 申込は利用したい日の前月の第３月曜日から受付が可能です。
- 利用当日までに所定の申込書を希望保育園に提出してください。申込書に記載する年齢は、**４月１日現在の年齢**で記入していただきます。
- 保育園で事前に打ち合わせと、慣らし保育（有料）をお願いします。
- 利用を取り消される場合は、利用日の前日または当日の午前９時までに連絡してください。
- 当日の保育園の行事や、受け入れる人数により、お預かりできない場合もあります。
- 申込人数により、市民の利用を優先する場合があります。
- 病気の時はお預かりできません。（Ｐ２３．２４参照）
- ２歳までのお子さまと、食物アレルギーのお子さまは、食事による事故防止のため、お弁当とおやつを持参していただきます。

⑤　利用料金

区　　分	料金（１時間当たり）
３歳未満児（１人当たり）	３００円
３歳以上児（１人当たり）	１５０円

※１　上記区分の年齢は、４月１日現在の年齢によります。
※２　給食を提供する場合は、**給食費２５０円**をお支払いただきます。
※３　一時保育の料金は、利用の都度保育園に納付していただきます。
　　お釣りが無いようご協力をお願いいたします。
※４　園への問い合わせは８：30～17：00 までにお願いします。

（４）園開放

各園では育児の情報交換や、保護者同士の交流の場として、園開放を実施しています。子育てに関する相談や情報提供も行っていますので、お気軽にお出かけください。

詳細については右記のサイトよりご確認ください。　⇒

（５）病児・病後児保育（大町病院で実施）

お子さまが病気または病気の回復期にあり、保育園などの施設の利用ができない期間、お子さまを一時的に預かり、保育を実施する事業です。利用を希望される方は、あらかじめ利用登録をしてください。市内保育園等を利用しているお子さまは無料で利用することができます。

詳細については右記のサイトよりご確認ください。　⇒

９ 入園式までの日程

１１月	**入園申込準備**

・説明動画の視聴、保育園ガイドの確認
・必要書類の準備
・ご不明な点は子育て支援課児童係までお問合せください

１１月１５日～ １２月９日	**入　園　申　込　み　受　付**

・申込書提出の前に記入漏れ等がないか確認してください。
・食物アレルギー等、心配なことがありましたら、遠慮なくご相談ください。

１月	**体験入園（２歳児以上）**

２月上旬	**健　康　診　断　実　施**

・詳細は後日ご連絡いたします。

指定医療機関	電話番号	該当保育園
大町総合病院小児科	22-0415（代表）	はなのき保育園、しらかば保育園、 くるみ保育園
菊池クリニック	21-2580	あすなろ保育園
柿下クリニック	21-1230	どんぐり保育園
八坂診療所	26-2814	たけのこ保育園
美麻診療所	29-2015	みあさ保育園

・健康診断は無料です。

２月	**入園説明会（各園で実施）**

・日時等の詳細は、後日お知らせします。
・園での生活等について説明します。

３月中旬	**入園式ご案内の送付**

・３月中旬ごろにお知らせします。

４月初旬	**入　　園　　式**

４月中旬	**保育料決定通知書送付**

・保育料をお知らせします。

保育園の生活 編

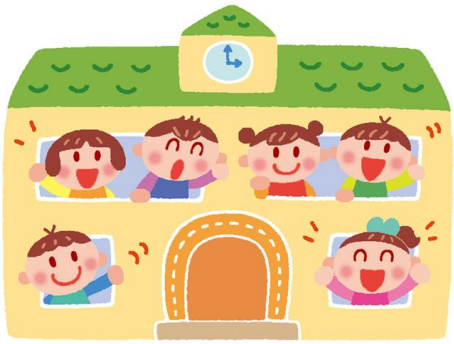

保育理念

1.一人ひとりを大切にし、高めあい、育ちあう教育及び保育を目指します。
2.保護者から信頼され、地域に愛される園を目指します。

保育方針

「非認知能力」「子どもの主体的な生活と遊び」を重視し、健康で心豊かなお子さまを育てます。

保育目標

一人ひとりの子どもを大切に、楽しい集団生活を通して

1．健康で生き生きした子ども

2．意欲的に取り組み創造できる子ども

3．ものを大切にし、おもいやりのある子ども

4．おいしく楽しく食べる子ども

保育園はもっとも身近な子育て支援の場所です！

＜入園するにあたって＞

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の中でも一番大切な時期です。愛情いっぱいの温かい家庭生活に加え、これから保育園での初めての集団生活が始まります。

子どもは、生まれてから入園するまでに、ご家庭でしっかりと築かれた愛着関係を基に、子ども社会の中で、友達と遊ぶことや、小さなつまずきや葛藤を経験する中で、子どもたち一人ひとりが更に大きく育っていきます。

ご家庭と園とで手を取り合って、一緒に大切な子どもを育てましょう。

＜個人情報について＞

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に基づき、個人情報の取り扱いには細心の注意を払うようにお願いします。特に保育園での行事や活動を SNS 等で公開する等の行為において、第三者を特定できる情報が含まれていたために、トラブルになることがあります。

例え親しい間柄であっても、第三者に関する情報を掲載する場合には、事前に許可を取ることを推奨します。

詳細については総務省のホームページをご覧ください。

（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/enduser/attention/02.html）

保育園の一年

はる

入園式・家庭訪問
春の遠足
こいのぼり運動会

なつ

プールあそび
水あそび
七夕まつり

あき

運動会
秋の遠足
発表会

ふゆ

クリスマス会・そり遊び
節分・おひな祭り
卒園式

◇その他に誕生会や家庭との連携を図る行事、地域の人達との交流など、お子さまの成長を共に喜べる形式で、それぞれ工夫を凝らしています。（※行事は保育園によって多少違いがあります。）

◇信州型自然保育（信州やまほいく）に取り組んでいます。

保育園の一日

３歳以上児	時間	３歳未満児
◇時間外保育	7：30	◇時間外保育
◇順次登園、クラスへ移動	8：30	◇順次登園、クラスへ移動
◇あそび	11：00	◇おやつ ◇あそび ◇給食、歯磨き
◇給食、歯磨き		
◇お昼寝	13：00	◇お昼寝
◇おやつ、歯磨き	15：00	◇おやつ、歯磨き
◇順次降園 16:30 以降は時間外保育になります。	16：00	◇順次降園 16:30 以降は時間外保育になります。
◇時間外保育	16：30 19：00	◇時間外保育

通園について

◇保護者の方がそれぞれ送り迎えをしてください。保護者以外の方が送迎する場合は、事前にお知らせください。

◇時間を決めて、できるだけ毎日同じ時間に通園しましょう。

◇保育園を休ませる場合は、必ず園に連絡をしてください。朝の欠席連絡は連絡システム「すぐーる」から行うことも可能です。

◇車で送迎する場合は、必ずチャイルドシート、ジュニアシートを着用して下さい。

健康について

◇保育園では定期的に健康診断等を行い、お子さまの健康・発育状況を記録します。

- 健康診断（年２回）
- 身体発育測定（毎月）
- 視力検査（年中児）
- 事故防止、安全指導
- 歯科健診（年１回）
- 歯科衛生指導（年１回）
- 尿検査(年長児)

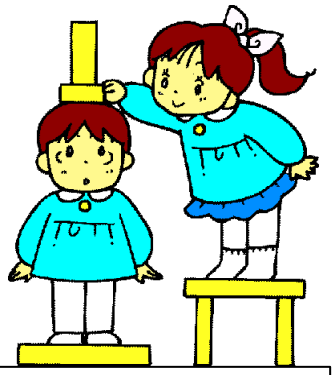

《よい生活リズムをつくりましょう》

入園は初めての集団生活のスタートです。子どもは大人の生活リズムに影響されがちです。子どもの生活習慣にも変化が生じています。
望ましい眠り・目覚めは子どもの情緒の安定に欠かせません。
早寝早起きの習慣をつくり、きちんと朝食を食べて登園しましょう。

病気になったとき

1　病気の場合は、原則としてお預かりできません。
2　お子さまの健康状態が、いつもと違う時や、気になる事がありましたら、必ず登園時に連絡をしてください。
3　保育中に病気（熱やせきが出る等）になった場合は保護者へ連絡します。お子さまの状態によりお迎えに来ていただくことがあります。
4　解熱しても 24 時間経過するまでは登園せず、保護者の方が見てくださるようお願いします。24 時間以内に解熱薬（内服薬・坐薬）を使用した場合も同様です。
5　感染性の病気は、集団生活を送る上で影響が大きいため、治ってから登園させてください。
6　次ページの病気にかかったときは**『登園許可証』（P25）または『治癒報告書』（P26）の提出**が必要になります。登園許可証及び治癒報告書は、各保育園や市のホームページにありますので、ご利用ください。

市ホームページはこちら　⇒

怪我をしたとき

園では健康管理や安全面には十分注意して保育を行なっていますが、万一けが等をした場合には、速やかに家庭にご連絡します。病院で処置を要する場合は、保護者の方も立ち会っていただくようになりますのでよろしくお願いします。また、医療費につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金を受けられることとなっています。

①【登園許可証の必要な病気】（医療機関にて記入）

以下の病気に罹ったときは、医師が記入した「登園許可証」が必要です

病　　名	登園停止の期間
①麻しん	解熱後３日が経過するまで
②インフルエンザ	発症（発熱）の翌日から５日間経過し、かつ解熱後３日を経過するまで
③風しん	発疹がなくなるまで
④水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
⑤流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが現れた翌日から５日経過し、かつ全身の状態が良好になるまで
⑥咽頭結膜炎（プール熱）	症状が消え２日経過するまで
⑦流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消えるまで
⑧百日咳	特有な咳が止まる、または５日間の抗菌薬による治療が終了するまで
⑨腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
⑩急性出血性結膜炎	
⑪侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	
⑫ウィルス性胃腸炎（ノロ、ロタウィルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるようになるまで

②【治癒報告書の必要な病気】（保護者が記入）

以下の病気に罹ったときは、医師の診断を受け、指示に従い保護者が記入した「治癒報告書」が必要です

病　　名	登園停止の期間
①溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過するまで
②マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
③手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
④伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
⑥ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
⑦RS ウィルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
⑧帯状疱しん	すべての発しんが痂疲（かさぶた）化していること
⑨突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
⑩新型コロナウイルス感染症	保健所又は医師から、療養あるいは健康観察を解除されるまでの期間

③≪注意を要する感染症≫

その他にも次のように集団生活の中で注意していただきたい感染症があります。

病　　名	登園のめやす
①伝染性膿化疹（とびひ）	治療を開始し、皮疹が乾燥しているか湿潤部位がガーゼで被覆できる程度のものであること
②伝染性軟属腫（水いぼ）	治療し摘除するか、掻き壊さないように気をつけ、傷から浸出液が出ているときはガーゼで被覆する

◆大町市公立保育園の嘱託医（嘱託医は変更になる場合があります）

内科

市立大町総合病院小児科		TEL22-0415（代表）（市内保育園全園対応）
菊地クリニック	菊地　宙恵	TEL21-2580
柿下クリニック	柿下　徹	TEL21-1230
八坂診療所	戸部　道雄	TEL26-2814
美麻診療所	飯島　昭二	TEL29-2015

登園許可書様式

登　園　許　可　証

保育園長　殿

組　　園児氏名

年　　月　　日　生まれ

１．病　　名

２．欠席加療期間　　月　　日より　　月　　日まで

症状が回復し、集団生活に支障がない状態となりました。

年　　月　　日より登園可能と判断します。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

担当医師名　　印

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、登園許可証の記入をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活に適応可能な常態となってからの登園であるようにご配慮ください。

治癒報告書様式

治癒報告書（保護者記入）

保育園長　殿

組　　園児氏名

年　　月　　日　生まれ

１．病　　名

２．欠席加療期間　　月　　日より　　月　　日まで

（医療機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿（　　年　月　日受診）において、病状が回復し集団生活に支障がない状態と判断されましたので、　　年　　月　　日　より登園いたします。

令和　　年　　月　　日

保護者名　　印

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、治癒報告書の記入をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活に適応可能な常態となってからの登園であるようにご配慮ください。

治癒報告書（新型コロナウイルス感染症）様式

治癒報告書(新型コロナウイルス感染症)

保育園長殿

組・園児氏名

年　　月　　日生まれ

下記のとおり、報告します。

療養形態	宿泊療養・自宅療養・健康観察のみ
PCR等の検査結果が判明した日	月　　日　　（陽性・陰性）
療養、または健康観察の期間	月　　日　～　月　　日
保健所、または医師から、療養 あるいは健康観察を解除された日	月　　日

令和　　年　　月　　日

保護者氏名　　㊞

※　この報告書は、保護者の方に記入していただくものです。
（医療機関で記入していただかなくて結構です）

そ　の　他

１　５歳児発達相談
年中児を対象に発達の様子を確認し、小学校入学へ向けて必要な準備を行うための事業です。

２　小学校への情報提供
国の「保育所保育指針」では、保育園に入園しているお子さまの就学に際し、育ちを支えるための資料を、保育園から小学校へ送付するよう定められています。

３　心身の発達に心配のあるお子さまについては、お子さまにあった保育方法を検討し、保育を行います。入園をご希望の保護者の方におかれましては、入園申し込みの際、『発達の調べ』に気がかりな点等ご記載いただくとともに、子育て支援課担当へその旨をお伝えください。

４　病気やけが等で集団生活が困難なお子さまの保育を希望する場合は、病児・病後児保育の利用を検討してください。なお、利用には条件があります。

詳細については右記のサイトよりご確認ください。　⇒

５　お子さまの成長等に関して心配なことがある場合は、いつでも保育園にご相談ください。

保育園でのくすりの投与等について

◇**保育園ではくすりの投与は行いません**が、医師の指示書がある場合はご相談ください。

アレルギーがあるとき

◇食品、蜂等によるアレルギーがある場合は、必ずお申し出ください。
『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』（医師が記載）の提出が必要となります。

給食について

◇保育園では、お子さまたちの心と身体の健やかな成長を願い、おいしく楽しく食べるお子さまに育つよう、給食提供を行っています。
◇子育て支援課の栄養士が市内統一献立を作成し、それぞれの保育園で給食調理員が手作りで調理しています。
◇食物アレルギーのあるお子さまや、１歳６ヵ月までのお子さまについては、入園の際に栄養士との面談を実施し、給食対応を行っています。

乳　　児

◇６ヵ月～８ヵ月
保育園では、ミルクのみの対応となります。（離乳食の提供はありません）

◇９ヵ月～１１ヵ月
家庭で離乳食が３回食となってから、栄養士と面談を行い、給食（離乳食）の提供が始まります。給食（離乳食）が始まる前に、離乳食量及び形態等を確認するため、家庭より３日間程度、離乳食を持参していただきますので、ご協力をお願いします。

※概ね１歳までのお子さまについては、状況に応じて家庭からミルクや哺乳瓶等を持参していただく場合もあります。

◇１歳までは、おやつの提供がありません。
おやつの提供は、１歳を過ぎてから再度栄養士と面談を行い、提供を開始します。

１　～　２　歳　児　・・・完全給食

◇午前・午後のおやつと、主食（ごはん）を含めた昼食を保育園で提供します。
◇１歳６ヵ月までは手づかみ食べを十分に行い、食べる意欲を育てます。
◇食べ物を前歯でかじりとる体験を通じて、上手に咀嚼できるように支援しています。

午前おやつ

昼食（完全給食）

午後おやつ

３　歳　以　上　児　・・・副食給食

◇副食（おかず）と、午後のおやつを保育園で用意します。
◇月曜日から木曜日は、家庭よりごはんを持参してください。
食べられるごはんの量は、個人差がありますので、お子さまの様子をみながら無理なく食べられる量を持参してください。

☆ごはんの量の目安
３歳：100g
４歳：110g
５歳：120g
６歳：130g

昼食（副食給食）

おやつ

☆保育園の食事に慣れるまでは、少量ずつ無理をせずに必要量が食べられるように支援していきます。

食物アレルギー

◇食物アレルギーのあるお子さまには、除去食を基本としたアレルギー対応食の提供を行っています。

◇安全性を考えアレルギー対応食の提供の際には、専用トレイや確認表を使用し、細心の注意を払い給食提供します。

◇アレルギー対応食の提供については、食物アレルギーの治療のため医師指導のもと、家庭において食事療法を実施しているお子さまを対象とさせていただきます。

◇アレルギー対応食を希望される場合、医師の診断による**『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』**の提出が必要となります。
※食物アレルギーは、血液検査だけでは診断することが難しいため、負荷試験等の実施可能な専門医の受診をお勧めします。

◇『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』は、年度ごとに提出が必要となります。
※年度の途中に除去内容の変更や、アレルギー対応食が必要となくなった場合についても、医師からの除去内容の変更及び、解除指示が必要となります。

◇『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』の提出後、除去等の内容を確認するために、栄養士と面談を実施します。

◇栄養士が個別にアレルギー献立を作成し、保護者に確認していただいた後、アレルギー対応食の提供開始となります。アレルギー対応食提供までに、お時間をいただく場合もありますので、ご了承ください。

◇重症なアレルギーや保育園での対応ができない場合、お弁当やおやつの持参をお願いすることや、アレルギー対応ができる園への転園をお願いする場合があります。

◇医師よりエピペンを処方され、保育園での対応が必要となる場合は、保育園又は子育て支援課へご相談ください。

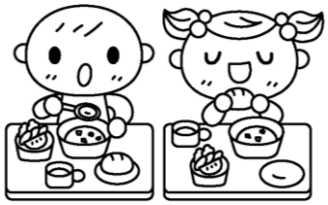

持ち物について

全園児共通

すべての持ち物に“**なまえ**”を書いてください。

お昼寝布団

あて布をして大きく記名します。

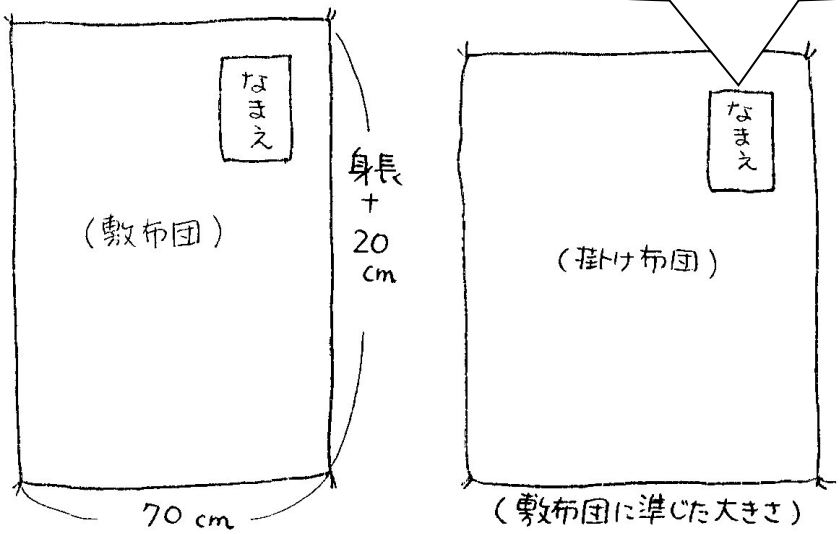

敷布団：冬は冷えるため適度な厚みのものを選びましょう。
（マットレス、化せん綿のように薄いものは避けてください）
掛布団：夏はタオルケット、冬は毛布が必要になります。

布団カバー（掛け・敷き）

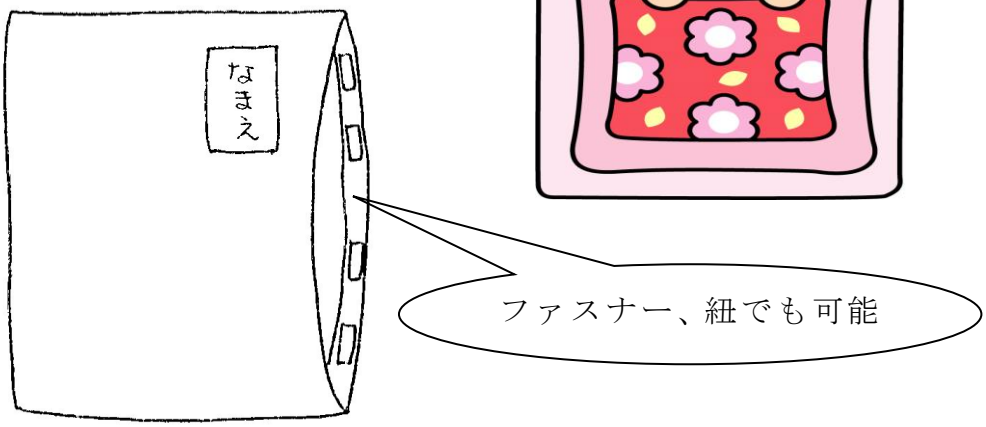

※毎週末に布団を持ち帰ります。カバーを洗って月曜日に持ってきてください。

３歳未満児の持ち物

すべての持ち物に“**なまえ**”を書いてください。

- エプロン‥‥毎日３枚持参します。
- お む つ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥
- おむつ交換時に使用するタオル

おむつの利用にあわせてクラス担任から説明します。

- 着 替 え‥‥クラスのロッカーで保管します。

	２歳児	１歳児	０歳児
パンツ	２枚		
肌着	２枚	２枚	２枚
上着（Ｔｼｬﾂなど）	２枚	２枚	２枚
ズボン	２枚	２枚	２枚
靴下	１足	１足	１足

- ビニール袋（汚れ物入れ）
- 歯みがき用コップ
- 歯ブラシ
- 上履き（歩行前は不要）
- おしりふき
- ひも付き手ふきタオル
- 台ふき（３枚）

通園用手さげ袋

- 健康チェック表
- 出席ノート
- エプロン　３枚
- まくら用タオル
- 汚れ物用ビニール袋
  ４～５枚
  （清潔を保って！！）
- ひも付き手ふきタオル
- 使用済みエプロンを入れるための袋

ぼうし　（あごひもをつけてください）

※はなのき、あすなろ、くるみ保育園に通園する
　１～２歳児は通園帽子を購入いただきます

次ページに更に詳しく説明があります。

1. エプロンについて

午前９：30 と午後３：00 のおやつと給食の計３回、使用します。
使ったエプロンはそのままの状態で、エプロン袋へ入れて持ち帰ります。

長袖エプロン	袖なしエプロン		

※午前と午後のおやつ時のエプロンは、袖なしでも構いません。
※お昼の時のエプロンは、手づかみをして食べた時に衣類等が汚れないためと、汚れを気にせずに食べられるように、長袖で防水効果のあるタイプのものをお願いします。
※2 歳児は、成長に合わせて幼児クラスが使っている白いエプロン（保育園ガイド 38P 参照）でも構いません。
※必ず名前を入れてください。
※「口ふき」は、保育園で用意したものを使います。

2. 使ったエプロンを入れる袋について

買い物袋	手提げ袋	エコバック	きんちゃく袋

※使ったエプロンを入れて持ち帰る袋は、（写真参照）スーパーの袋やエコバック等、防水効果のあるビニール製袋を用意してください。
写真の様に、左右に持ち手やひものあるものが便利です。
※必ず名前を入れてください。

3. おむつについて

	※保育園では布おむつは使用できません ※紙おむつ、お尻拭きは普段お使いのものをお持ちください。どのメーカーの製品でも構いません。お尻拭きのケースは不要です。 ※おむつ交換は排便時や、排尿が少量であっても一日５回を目安として行いますので、日に６～７枚のお

	むつが必要になります。 ※保管スペースの都合上、日々６～７枚のおむつを持参していただく保育園と、１パック分をお預かりする保育園がありますので、入園式の時にご確認ください。 ※１枚ごとにわかりやすく記名をお願いします

４．おむつ交換に使用するタオル（通称：お尻タオル）

共有のマットの上にお尻タオルを敷いて、お子さんのおむつ交換を行います。

◆作り方・・・フェイスタオルを半分に折り、周りを縫ってください。
※お尻用と分かるように書いて印をつけて下さい。
※市販されているものでも構いませんが、毎日交換してください。
※密閉式の袋（ジップロックなど）に、「お尻タオル入れ」と「名前」をマジックで書いてください。その袋の中に入れて持ち帰ります。
※袋の中は洗って清潔を保つようにしてください。

５．通園用手さげ袋

※皆さんが使用されているものを参考にご紹介します。
※２歳児の通園用手さげ袋は、リュックでも可能です。

３歳以上児の持ち物

すべての持ち物に“**なまえ**”を書いてください。

通園かばん　《毎日の持ち物》

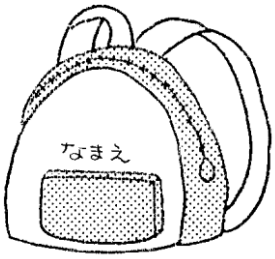

健康チェック表、水筒
出席ノート、エプロン１枚
お弁当、ハンカチ、ティッシュ
※まくら用タオル
※ひも付き手ふきタオル

・リュック型（遠足にも使用しますのでゆとりを持った大きさのものをご用意ください。）
・水筒は肩掛けひも付きでお願いします。

着替え袋

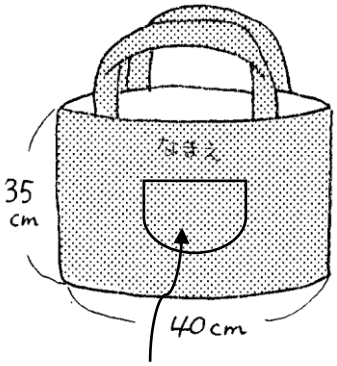

・上着１枚（Ｔｼｬﾂ、ﾄﾚｰﾅｰなど
　　季節に合わせた上着）
・パンツ２枚　・肌着１枚
・ズボン１枚　・靴下２足
・汚れ物を入れる記名をした
　ビニール袋（３～４枚）

・袋の内側または外側にビニール袋を入れるポケットが付いていればベスト!!

肩掛けかばん

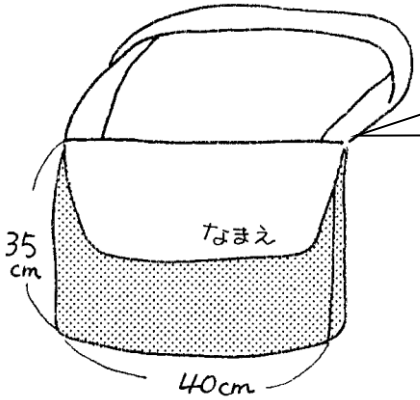

・貸し出し絵本･上履きなど
　カバンに入らないものを入れます。

・お子さまの成長に合わせて、肩掛けひもが調整できればベスト!!

歯磨き用コップ

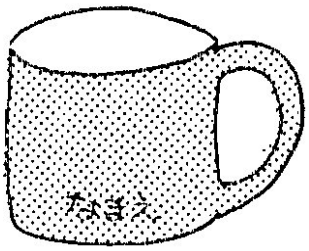

コップ袋

袋の口はコップ、歯ブラシを出し入れしやすいように、広くしてください。
（16 ㎝～17 ㎝位）

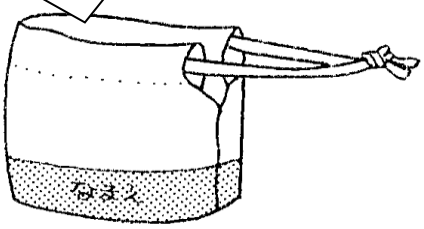

歯ブラシ

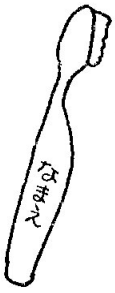

年齢にあった大きさ
すべらない材質を
選びましょう。

毛先が開いたら
交換しましょう。

※毎週末に持ち帰ります。

上履き

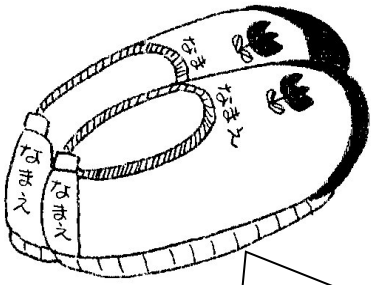

上履き袋

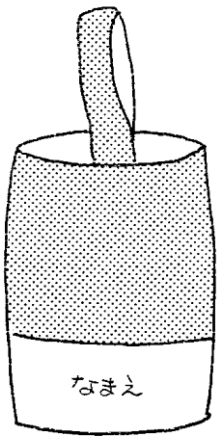

白の運動靴を使用します。
３歳児はカラーマジックやボタン等で、
自分の目印をつけましょう。
（左右の区別もしやすいように！！）

※毎週末に持ち帰ります。洗って月曜日に持って来てください。

お弁当箱・弁当用ゴム

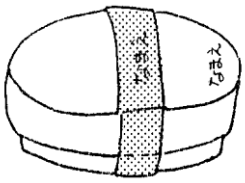

・アルミ製の弁当箱
（冬はごはんを温めます）
・平ゴムで止めます

はし

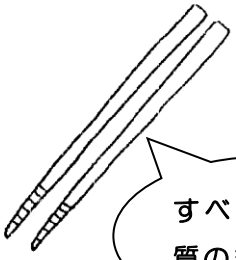

すべらない材
質のもの

はし箱

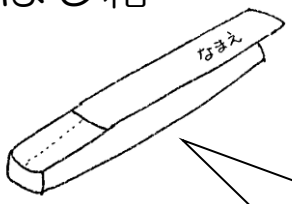

使いやすい形のもの
※スライド式が使い
やすいです。

弁当袋

太めのもの

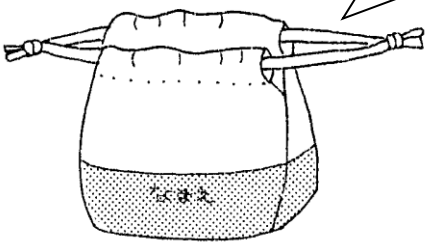

※年長児はナプキンを使います。

手ふきタオル

ハンドタオルに
丸ひもをしっかり
縫いつけてください。

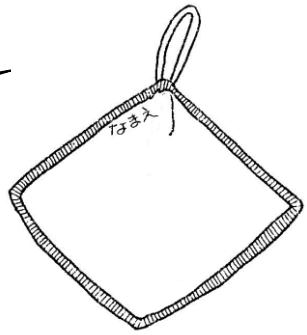

ボックスティッシュ

記名してください。

園児服【¥4,400(税込)】

かけひもを
つけてください。

入園の時に大きめのサイズを１着用意して様子をみてください。

※園児服･エプロンは、市内の販売店でお求めいただけます。

エプロン【￥1,320(税込)】

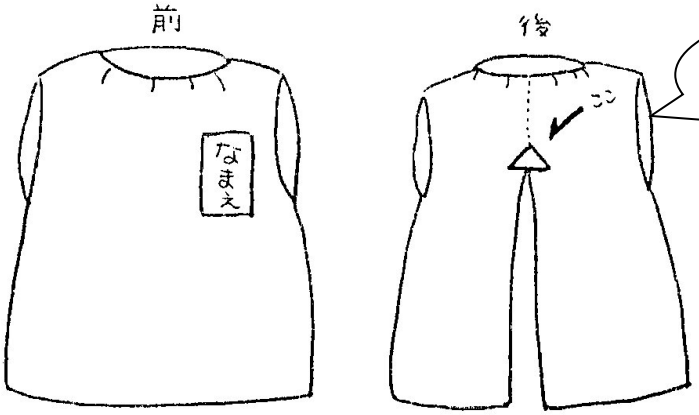

ミシンで縫って
しっかり補強しましょう。

上記価格は変更となる場合があります。

【販売店一覧】（５０音順）

	店　名	住　所	電話番号
1	アララギ	上仲町４０８６	２２-００２２
2	イグチ	大黒町２１８５	２２-０８２８
3	大三	上仲町４０９０	２２-０００３
4	マルナカ	仁科町３２０６－２７	２２-０９６４

台ふき　新しい物を３枚

※入園の日に集めます。
（名前は記入しないでください）

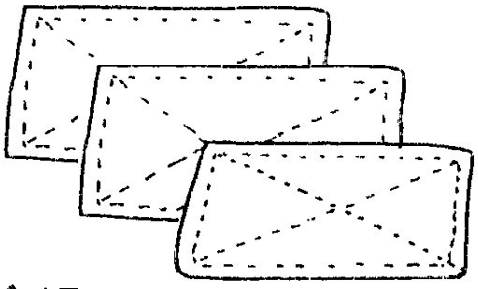

・フェイスタオルを四つ折りにし、
縫い方は十文字、×印の組み合わせがベスト!!

入園後に配るもの

・出席ノート・連絡ノート

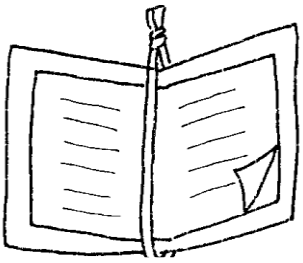

２冊を止める細い布ゴムをつけてください。

・ネームワッペン

名前等を書いて園児服の胸につけます。

・通園ぼうし（実費）

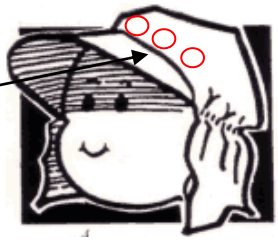

正面（つばではなく）の裏表に名前をはっきりと記入します

※冬は毛糸帽子を使います（秋に注文をとります）

・誕生日カード（実費、誕生月にお渡しします）

園を通し注文するもの

（３歳以上児）

・クレヨン

実費

１本ずつ名前を書きます。

・粘土･粘土ケース

実費

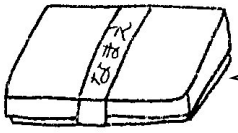

平ゴムに名前を書いて止めます。

・防災頭巾

実費

２歳児以上は購入してください。

保育園・幼稚園マップ
しらかば保育園
大町温泉郷
鹿島大橋
木崎
148
信濃木崎
至白馬
木崎トンネル
旧中村家住宅
青呉
美麻支所
美麻小中学校
麻の館
みあさ保育園
県道長野大町線
(オリンピック道路)
31
497
三日町
トンネル
西原
りんどう幼稚園
大町アルペンライン
南借馬
北小学校
アルプス搗精工場
コスコ
若一王子神社
俵町
文化会館
北大町
鹿島川
文化会館入口
霊松寺
くるみ保育園
野口橋
西友
大黒町
県道穂ヶ岳線
宮田町
大町一中
147
相生町
大黒町
かえで保育園
(休園中)
農免道路
大町北高
西公園
大町図書館
蓮華大橋
児童センター
こまくさ幼稚園
本通り
九日町
白塩町
西小学校
かまど神社前
合同庁舎
商工会館
中央保健センター
蓮華大橋南
消防署
総合福祉センター
市役所
十日町
岳陽高校
南原町
大町幼稚園
観音橋
神栄町
大町公園
大町運動公園
仁科台中学校
神栄町
県道有明大町線
大町病院
はなのき保育園
フレスポ大町
フレスポ大町
駅入口
交番
たけのこ保育園
大町警察署
東小学校
55
日産
八坂小学校
八坂中学校
ザ・ビッグ
旭町
松崎
相川トンネル
八坂支所
明日香荘
高瀬上橋
どんぐり保育園
147
雇用促進住宅
上一北
シェル石油
ENEOS
やしろ公園
JR大糸線
県道大町明科線
南小学校
常盤公民館
あすなろ保育園
信濃常盤
清水原村
交番
常盤
至穂高
至松川
至池田
宮本橋
宮本
国宝仁科神明宮
アイコン
保育園
幼稚園
C…コンビニ
G…ガソリンスタンド

◇◇◇ お問い合わせ先 ◇◇◇

保育園等名	住　　所	電話・有線・FAX （市外局番：0261）
大町市かえで保育園	大町市大町 2297 番地１（相生町）	休　園　中
大町市はなのき保育園	大町市大町 3504 番地９（若宮町）	２２－０６７５ （子育て支援センター） ２２－２１３２
大町市あすなろ保育園	大町市常盤 3601 番地 18（清水）	２２－０７２７
大町市しらかば保育園	大町市平 9365 番地３（白樺）	２２－１６６７
大町市どんぐり保育園	大町市社 4682 番地 26（山下）	２２－２００２
大町市たけのこ保育園	大町市八坂 1073 番地（大平）	２６－２０１８
大町市みあさ保育園	大町市美麻 11780 番地８（二重）	２９－２６３６
大町市くるみ保育園	大町市大町 5560 番地 25（栄町）	２２－５１４２
大町市児童センター	大町市大町 4714 番地（十日町）	２２－０７４１
病児・病後児保育室 北アルプスキッズルーム	大町市大町３130番地(大町総合病院内)	080-2562-4925

大町市役所 子育て支援課 児童係

長野県大町市大町3887番地

電話 0261-22－0420

（内線）681・682・683

E-mail：zidou@city.omachi.nagano.jp

http://www.city.omachi.nagano.jp/